

令和3年度 町民税・県民税のあらまし

◎納税義務者

住所は、その年の1月1日現在で判断します。

	均等割	所得割
白浜町内に住所がある人	●	●
白浜町内に事務所や家屋敷などがある人で、町内に住所がない人	●	—

※後日、地方税法の改正があった場合は、改正後の方法で計算します。

◎課税されない人

均等割・所得割のどちらも課税されない人	所得割が課税されない人
①生活保護法による生活扶助を受けている人 ②障害者・未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ③前年中の合計所得金額が、次による額以下の人 ○扶養親族のない人⇒38万円 ○扶養親族のある人⇒ 28万円×(扶養親族数+1)+16万8千円+10万円 *特別控除前の合計所得金額で判定します。	前年中の総所得金額等の合計が、次による額以下の人 ○扶養親族のない人⇒45万円 ○扶養親族のある人⇒ 35万円×(扶養親族数+1)+32万円+10万円

◎年税額 … 均等割額+所得割額

◎均等割額の計算…均等割額は所得金額に関わらず一定額です。

*均等割の税率の特例(平成26年度から令和5年度まで)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災の施策に要する財源を確保するための臨時措置として、平成26年度からの町県民税均等割額にそれぞれ500円が加算されました。

	平成25年度まで	平成26年度～
均等割		
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

※県民税2,000円のうち、500円は紀の国森づくり税として森林保全のために使われるものです。

◎所得割額の計算

所得割額	課税所得金額×10%－税額控除
	町民税 ⇒ 6% ・ 県民税 ⇒ 4%

※課税所得金額(課税標準額) = 前年中の所得金額－所得控除額

※土地建物や株式等の譲渡による所得は分離課税により計算されます。

◎所得金額の計算

『所得割額』の税額計算の基礎である所得金額は、10種類の所得に分けられています。

	所得の種類	所得の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など 収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得 収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5	給与所得	給与、賞与、賃金など 収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給など (収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
7	山林所得	山林の伐採、譲渡の場合に生じる所得 収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8	譲渡所得	土地建物や機械、営業権などの資産を売った場合に生じる所得 「土地建物」 収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡所得の金額 「株式等」 収入金額－(取得費＋譲渡費用＋借入金利子等)＝譲渡所得の金額 「その他」 収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得の金額 *総所得金額に算入する総合長期譲渡所得の金額は、1/2の金額
9	一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期受取金など 収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 *総所得金額に算入する一時所得の金額は、1/2の金額
10	雑所得	厚生年金、恩給などの公的年金、アルバイトの原稿料や講演料などの他の所得にあたらぬ所得 「公的年金など」 収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等にかかる雑所得の金額 「業務」 収入金額－必要経費＝業務にかかる雑所得の金額 「上記以外」 収入金額－必要経費＝その他の雑所得の金額

◎所得控除

所得控除は、納税者の個人的な事情を考慮して、その実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差引くことになっています。

種類	要件・控除額		
基礎控除	個人の合計所得金額が2,400万円以下	43万円	
	個人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	29万円	
	個人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	15万円	
	個人の合計所得金額が2,500万円超	適用なし	
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険料等)を支払った場合	支払った額	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済・心身障害者扶養共済に基づく掛金を支払った場合	支払った額	
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の支払額を、それぞれ計算式Ⅰ・Ⅱにあてはめて計算した控除額の合計額 <限度額 70,000円>		
	*新保険料等(平成24年1月1日以後契約分)		
	計算式Ⅰ	支払保険料	控除額
		12,000円以下	支払保険料の金額
		12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
		56,000円超	一律に28,000円
	*旧保険料等(平成23年12月31日以前契約分)		
	計算式Ⅱ	支払保険料	控除額
		15,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下		支払保険料×1/2+7,500円	
40,000円超 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円	
	70,000円超	一律に35,000円	
*新保険料等と旧保険料等の両方について控除の適用をうける場合、それぞれ計算式Ⅰ・Ⅱにあてはめて計算した控除額の合計額 <限度額 28,000円>			
地震保険料控除	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を、それぞれ次の式にあてはめて計算した控除額の合計額 <限度額 25,000円>		
	*地震保険契約 …地震等災害による損害を補填するもの		
	区分	支払保険料	控除額
	地震	支払保険料の金額	支払保険料額×1/2
	*旧長期損害保険契約 …満期返戻金等があるもので、保険契約期間が10年以上のもの。ただし、平成18年末までに締結し、平成19年以降契約内容変更していないもの		
	区分	支払保険料	控除額
	旧長期	5,000円以下	支払保険料の全額
		5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
		15,000円超	一律に10,000円
	勤労学生控除	前年中の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生	26万円
障害者控除	本人、その控除対象配偶者や扶養親族が障害者であるとき	◇一般の障害者……………26万円 ◇特別障害者……………30万円 ◇同居特別障害者……………53万円	

種類	要件・控除額			
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で、本人合計所得額が500万円以下の方		30万円	
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない人のうち、子以外の扶養親族(総所得金額等が48万円以下)を有する寡婦で本人合計所得額が500万円以下の方 ※次に該当する方は、扶養親族がない場合でも、本人の合計所得金額が500万円以下であれば該当します ○夫と死別後、婚姻をしていない人 ○夫の生死が明らかでない人		26万円	
配偶者控除	生計を一にする配偶者で、前年中合計所得金額が48万円以下の方(事業専従者を除く)			
		本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人の控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
※老人の控除対象配偶者 昭和26年1月1日以前生				
配偶者特別控除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者			
		本人の合計所得金額		
	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	適用なし		
	扶養控除	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の方(事業専従者を除く) ◇特定扶養親族(平成10年1月2日～平成14年1月1日の間生)……………45万円 ◇老人扶養親族(昭和26年1月1日以前生)……………38万円 ◇同居老親等扶養親族(昭和26年1月1日以前生)……………45万円 ◇上記以外の扶養親族(平成17年1月2日以後生の扶養親族は除く)33万円		
事業専従者控除		申告者と生計を一にしている事業専従者	◇青色申告……………給与額 ◇白色申告者(配偶者)……………86万円 ◇ 〃 (その他)……………50万円	
雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額－保険金などで補填された金額)－(総所得金額等の額の10%) ②災害関連支出金額－5万円		
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	支払った金額－保険金などで補填される金額－(総所得金額等の額の5%または10万円のいずれか低い金額) <限度額 200万円>		
セルフメディケーション税制による医療費控除	前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合	(支払った金額－保険金などで補填される金額)－12,000円 <限度額 88,000円>		

◎税額控除

税額控除とは、課税所得金額に税率を乗じて算出した所得割額から一定の金額を控除するものです。

○配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から控除されます。

※配当所得を分離課税で申告した場合は、配当控除を受けることはできません。

区分		控除率	
		町民税	県民税
配当控除	課税総所得金額が 1,000 万円以下の部分	1.6%	1.2%
	課税総所得金額が 1,000 万円を超える部分	0.8%	0.6%

○住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和3年12月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除されます。

次の①、②のいずれか小さい額が住民税の所得割額から控除されます。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額の5%(最高97,500円)

※平成26年4月から令和3年12月末までに入居し、特定取得に該当される場合は所得税の課税総所得金額等の額の7%(最高136,500円)

※消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除の控除期間が3年間延長されます。

◎土地、建物等における長期と短期

分離課税となる土地建物等の譲渡所得の長期・短期の区分は次のようになります。

長期譲渡所得	譲渡のあった日の属する年の1月1日において、その取得した日の翌日から引き続き所有していた期間が5年を超える土地建物等の譲渡による所得
短期譲渡所得	上記の所有していた期間が5年以下の土地建物等(譲渡したその年中に取得していたものを含みます)の譲渡による所得

◎寄附金控除(ふるさと納税等)

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、税額から控除されます。(総所得金額等の30%が上限)

※ふるさと納税制度の指定対象外の団体に対して支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります(対象外の団体については総務省HPを参照ください)

寄 附 先		控 除 額 (所得割額から税額控除)
都道府県・市区町村 (ふるさと納税)		次の①と②の合計額を控除 ①(寄附金-2千円)×10%(町民税6%+県民税4%) ②(寄附金-2千円)×(90%-0~45%×1.021)(※)※0~45%の寄附者に適用される所得税の限界税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算した所得税率 (②は住民税所得割の額の2割が限度)
都道府県共同募金会 ・ 日本赤十字社支部		(寄附金-2千円)×10%を町・県民税所得割額から控除
条 例 で 指 定 さ れ た 団 体	県・町税条例両方で指定	(寄附金-2千円)×10%を町・県民税所得割額から控除
	県税条例のみで指定	(寄附金-2千円)×4%を県民税所得割額から控除
	町税条例のみで指定	(寄附金-2千円)×6%を町民税所得割額から控除

◎調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から次の計算により求めた金額を税額から控除します。

合計所得金額が 2,500 万円以下の者
i 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の方 (イ)人的控除額の差の合計額 (ロ)個人住民税の合計課税所得金額 ⇒ いずれか小さい額×5%
ii 個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の方 {人的控除額の差の合計額－(個人住民税の合計課税所得金額－200 万円)}×5% ※ただし、この額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とします。
合計所得金額が 2,500 万円超の者
調整控除適用なし

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

○人的控除額一覧表(調整控除額を算出する際に使用します。)

人的控除名称		控除額差	
基礎控除		*5 万円	
扶養控除	一般(平成 17 年 1 月 2 日以後生の扶養親族は除く)	5 万円	
	特定(平成 10 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日の間生)	18 万円	
	老人(昭和 26 年 1 月 1 日以前生)	10 万円	
	同居老人(昭和 26 年 1 月 1 日以前生)	13 万円	
障害者控除	普通	1 万円	
	特別	10 万円	
	同居特別	22 万円	
ひとり親控除	父(※改正前の寡夫控除と同じ)	*1 万円	
	母	5 万円	
寡婦控除		1 万円	
勤労学生控除		1 万円	
人的控除名称	納税義務者の合計所得	控除額差	
配偶者控除	一般	900 万円以下	5 万円
		900 万円超 950 万円以下	4 万円
		950 万円超 1000 万円以下	2 万円
	老人	900 万円以下	10 万円
		900 万円超 950 万円以下	6 万円
		950 万円超 1000 万円以下	3 万円
配偶者特別控除	配偶者合計所得 (48 万円超 50 万円未満)	900 万円以下	5 万円
		900 万円超 950 万円以下	4 万円
		950 万円超 1000 万円以下	2 万円
	配偶者合計所得 (50 万円超 55 万円未満)	900 万円以下	*3 万円
		900 万円超 950 万円以下	*2 万円
		950 万円超 1000 万円以下	*1 万円

※ 表中の*印の金額は、調整控除の算出等に用いる金額であり、実際の控除額差とは一致しません。